

---

令和5年度第5回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年8月10日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

|         |     |    |     |     |    |    |
|---------|-----|----|-----|-----|----|----|
| 会長      | 12番 | 安部 | 寛   |     |    |    |
| 会長職務代理者 | 14番 | 川村 | 忠幸  |     |    |    |
| 委員      | 1番  | 田中 | 孝幸  | 2番  | 東田 | 輝正 |
|         | 3番  | 明治 | 良一  | 4番  | 岸本 | 慶子 |
|         | 5番  | 衣笠 | 指図  | 6番  | 横野 | 俊彦 |
|         | 7番  | 大村 | 祥一朗 | 8番  | 上田 | 正人 |
|         | 9番  | 大谷 | 誠一  | 10番 | 細田 | 邦男 |

○農地利用最適化推進委員

|    |    |     |    |     |
|----|----|-----|----|-----|
| 委員 | 西尾 | 寿秋  | 井上 | 寿光  |
|    | 荻原 | 晴雄  | 岸本 | 政明  |
|    | 横山 | 茂   | 猪本 | 正己  |
|    | 佐藤 | 洋一  | 藤田 | 榮一郎 |
|    | 鎌谷 | 一也  | 中山 | 浩一  |
|    | 保田 | 公範  | 公賀 | 義高  |
|    | 中嶋 | 美枝子 |    |     |

4. 欠席委員 山根 祐一 山田 裕人

5. 議事日程

- |    |            |                           |          |
|----|------------|---------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 3番 明治 良一                  | 4番 岸本 慶子 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  |          |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について |          |
|    | 3          | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について  |          |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について    |          |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について |          |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積計画案の決定について         |          |
| 第6 | 議案第4号      | 農用地利用集積等促進計画について          |          |
| 第7 | 議案第5号      | 農業振興地域整備計画の変更について         |          |
| 第8 | その他        |                           |          |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂  
主 事 奥谷 真好

## 6. 会議の概要

|        |  |
|--------|--|
| 局長     | <p>開会（13時30分）</p> <p>本日の欠席者は、山根委員、山田推進委員の2名です。</p> <p>川村職務代理がお見えではありませんが定刻になりましたので会議を始めたいと思います。現在の出席者は</p> <p>農業委員 出席者数 12名</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席者数 13名</p> <p>定足数に達していますので、令和5年度第5回八頭町農業委員会を始めます。</p> <p>開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。</p>  |
| 議長（会長） | <p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、3番 明治良一委員、4番 岸本慶子委員をお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>   |
| 委員一同   | <p>（報告なし）</p>  |
| 議長（会長） | <p>無いようでしたら事務局は報告をお願いします。</p>  |
| 事務局    | <p>報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。4ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。今月は2件です。200㎡未満の農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。</p> |
| 議長（会長） | <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>  |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>  |

---

|        |  |
|--------|--|
| 議長（会長） | <p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号11-1について事務局は説明をお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号11-1について説明をします。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号11-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 北山地内<br/>登記地目：田 現況地目：畑<br/>面積 456 m<sup>2</sup></p> <p>理由につきましては、申請地の元の所有者が亡くなって以来、隣接する農地を耕作していた譲受人が頼まれて耕作を続けてきたが、この度実態に合わせて所有権移転をしたい旨を譲渡人へ相談をされ、売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稻や野菜、果樹を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き柿を栽培される予定です。</p> <p>通作については自宅から500m程度であり問題ないと思われま</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人も15年以上農業の従事期間もありますし、奥さんも30年以上農業の従事期間もあり問題はないと思われま</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では柿を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p> |
| 議長（会長） | <p>この件につきましては、7番 大村祥一郎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>   |
| 大村委員   | <p>はい。失礼します。先ほど事務局長が説明した内容と僕が聞き取りした内容とほぼ一緒です。問題がないかと思えます。譲受人の周りで僕が水田を作っているんですが、今までと同様で問題ないかと思えます。以上です。</p>   |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>   |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>  |

---

|        |   |
|--------|---|
| 議長（会長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。  |
| 委員一同   | （全員挙手）  |
| 議長（会長） | 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。<br>続きまして、受付番号12-2について事務局は説明をお願いします。  |
| 事務局    | <p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。<br/>受付番号12-2について説明をします。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号12-2 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 延命寺地内<br/>登記地目：田 現況地目：田<br/>面積 221 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 大坪地内<br/>登記地目：畑 現況地目：畑<br/>面積 192 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 大坪地内<br/>登記地目：田 現況地目：田<br/>面積 440 m<sup>2</sup></p> <p>理由につきましては、譲受人は今年4月に譲渡人から空き家バンクに登録された空き家と付随する農地を購入されましたが、さらに耕作面積を増やすため、譲渡人が所有する他の農地も買い受けて耕作をされるということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、野菜と果樹を栽培される予定です。</p> <p>通作については、いずれの農地も自宅から概ね650m以内であり問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は30年以上農業の従事期間もありますし、同居する息子さんも一緒に耕作をされますので問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜と果樹を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p> |
| 議長（会長） | この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。  |

|        |   |
|--------|---|
| 明治委員   | <p>はい。受付番号 12-2 について報告します。8月2日に両申請人の代理人である行政書士の●●さんに直接お話を伺いました。内容については先ほど事務局から報告があったとおりで問題ないと思います。この譲受人は意欲があってやる気になっていますので、畑、農地を管理できると思いますのでよろしくお願いします。</p>   |
| 議長（会長） | <p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>   |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>   |
| 議長（会長） | <p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員一同   | <p>（全員挙手）</p>   |
| 議長（会長） | <p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。<br/>         以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>  |
| 事務局    | <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。<br/>         受付番号 4-1 について事務局は説明をお願いします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号 4-1 について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p><b>【議案第2号 受付番号 4-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 船岡地内<br/>         登記地目：田 現況地目：田<br/>         面積 777 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 船岡地内<br/>         登記地目：田 現況地目：田<br/>         面積：213.74 m<sup>2</sup></p> <p>資料については、議案書の3ページから8ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、新庄集落内の農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> |

事務局

既設の農業用倉庫及び通路については、令和4年5月に農地法施行規則該当転用届を受理し、令和4年6月委員会で報告をさせていただいた部分になります。

転用理由につきましては、自宅近くの土地を農業用倉庫及び駐車場として整備したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農用地区域内農地に該当します。許可根拠は農用地利用計画指定用途です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側、東側、南側は用悪水路、北側は田であり、隣接地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、11番 山本知司委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山本委員

それでは受付番号4-1の説明をさせていただきます。船岡在住のですね、申請人に8月3日、電話いたしまして当日すぐに現地立会をいたしました。申請地は先ほど事務局から説明があったように昨年の5月に農地法施行規則該当転用届、200㎡未満の農業用倉庫の届出が農農業委員会に提出され、6月に農業用倉庫を建てられたというものでございます。6ページを見ていただいたらわかると思うんですが、白抜きのところは農業用倉庫、それから通路ということで昨年施工された場所でございます。それで今回の申請は農業用倉

- 山本委員 庫を右、それから作業場として稲の苗を箱に撒いたりする作業場が必要ですよということと、それから機械類をたくさん買ったので重機を入れる屋根が欲しいということですね、カーポートを昨年建てた倉庫の横に建てたいと。図面で言うと下になりますけどね。そういうことですね、聞き取り等させていただきました。それで今回の申請は経営規模の拡大によって、農業倉庫、作業場、カーポートを作るということでございましてですね、今説明したところの余分なところは全て通路とかですね、資材置場にしたいということでございます。それとですね、現在の土地種別、これは田になっていますが許可された後は埋め立て工事を実施したいということでございます。事務局から先ほど説明がありましたとおりで間違いのないと思いますので、承認方よろしく願いいたします。以上です。
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。  
以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。
- 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
- 事務局 議案書の9ページをご覧ください。  
議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。  
町長から令和5年7月31日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
今月は通常の利用権が、新規のみで5件です。面積は、畑のみで16,326㎡（7筆）です。  
中間管理事業分はありません。  
すべて町の基本構想の各要件を満たしています。以上です。

|        |   |
|--------|---|
| 議長（会長） | <p>通常の利用権設定分 受付番号 26-1 から 30-5 について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたら報告をお願いします。</p>   |
| 委員一同   | （報告なし）  |
| 議長（会長） | この件に関して質問意見はありませんか。   |
| 委員一同   | （質疑なし）  |
| 議長（会長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。  |
| 委員一同   | （全員挙手）  |
| 議長（会長） | <p>賛成多数と認めます。受付番号 26-1 から 30-5 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第3号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について事務局は説明をお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より令和5年7月31日付けで農用地利用集積等促進計画案について意見を求められているものです。整理番号46-1から48-3について説明します。</p> <p>この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地5,004㎡（3筆）と既に機構へ貸し出されている農用地2,262㎡（1筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。</p> <p>地域の担い手法人2社へ4,577㎡（2筆）、その他1名の個人耕作者へ2,689㎡（2筆）を貸付けするものです。以上です。</p> |
| 議長（会長） | それでは審議を行います。整理番号46-1から48-3につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。  |
| 委員一同   | （質疑なし）  |

---

|        |   |
|--------|---|
| 議長（会長） | 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。  |
| 委員一同   | （全員挙手）  |
| 議長（会長） | 賛成多数と認めます。整理番号 46-1 から 48-3 につきまして、申請どおり決定します。<br>以上で議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について審議を終了します。   |
| 事務局    | 続きます。日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について。申請番号 2-1 について事務局は説明をお願いします。<br><br>議案書の 14 ページをご覧ください。議案第 5 号、農業振興地域整備計画の変更について説明します。<br>八頭町長から、令和 5 年 7 月 19 日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。<br><b>【議案第 5 号 申請番号 2-1 朗読後、説明】</b><br>申請番号 2-1 について説明します。<br>申請地 日下部地内<br>登記地目：田 現況地目：田<br>面積 2,537 m <sup>2</sup> のうち 1,128 m <sup>2</sup><br>目的は農用地区域からの除外です。<br>理由としましては、植林をするためです。<br>議案書の 15 から 17 ページに位置図、18 ページに土地利用計画図を付けています。下日下部集落の南西側に位置する農地です。この農地は、小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当する農用地区域内の農地です。以上です。 |
| 議長（会長） | この件につきましては、2 番 東田輝正委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。   |
| 東田委員   | 報告をいたします。今事務局長から報告がありましたがダブるかもしれませんが、申請地は日下部から見槻へ向かう国道 482 号線沿いでございます。実はこれ、見槻トンネルの入口の国道辺りのところで日下部の椎ヶ谷のところ。以前は梨を作付けしておられましたが、数十年前に梨の木を切られまして今は廃園でございます。今回、申請地にクヌギの木を植えたいということです。周辺は山林  |

---

- 東田委員 でありますので問題はないと思います。よろしく申し上げます。以上です。
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。井上推進委員どうぞ。
- 井上推進委員 はい。すいません推進委員の井上です。今回転用をされるところがですね、県道沿いというところになってるんです。その奥側にまだ農地として残るといような格好になってるんですけども、そういった部分でもこれ、残る田は何をされるのかなと。植林をされれば、当然日が当たらなくなって、栽培するにも不自由なことが出てくるように思うんですけども。通常残されるのは県道端を残して奥側を植林するっていうのが普通だと思うんですけども、なぜこういうふうなことになったのかちょっとわかる範囲で教えていただきたいと思います。
- 議長（会長） はい。事務局お願いします。
- 事務局 少し説明をさせていただきたいと思います。現地は日下部見槻トンネルの入口のところでありまして、先ほど東田委員さんから説明があったように果樹園の廃園跡でありました。この部分については西谷のため池の鋼土を取るため県が土を搬出したところがございます。荒れていた廃園跡から鋼土を取って平たくなった部分が今回の申請地でありましてそこに植林をされたいというところなんです。今後の残った農地をどうするのかというところではありますが、残った農地は既に山林化しており農地として使えないような状況でありますので、農業委員会といたしましては、本日、農地のパトロール、利用状況調査の説明をさせていただきますが、農地から落とす作業を行うことになるかと思っております。今後は農業をされない方向だということをご報告させていただきます。以上です。
- 議長（会長） 井上推進委員どうぞ。
- 井上推進委員 すいません。井上ですけど。そうだとすると今回全部を植林計画という格好で農地から除外するっていうのが正当な手続きじゃないかなと思うんですけどもどうでしょうか。
- 議長（会長） 事務局どうぞ。

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 事務局                                | <p>はい。農地転用は必要最小限の面積と規定されています。今回植えるところは平たいところであります。申請者の方もそこまでしか植林をされないということでありますので、今回はその植林をされる分だけ申請を受けたということであります。残りの部分については荒廃農地という扱いになります。以上です。</p>  |
| 議長（会長）                             | <p>はい。ありがとうございます。これから農地パトロールをするわけなんですけど先ほど事務局の方から出ましたように、今度はそれを農地から除外する手続きですね、農業委員会は本人さんと確認をしながら行っていきますので、この度はその事業を行うために申請されたというふうに理解しているところです。</p>  |
| 井上推進委員<br>鎌谷推進委員<br>上田委員<br>川村職務代理 | <p>山間地域の生産性の低い農地の取扱い等について<br/>※会長及び事務局説明、内容省略</p>  |
| 議長（会長）                             | <p>その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員一同                               | <p>（全員挙手）</p>  |
| 議長（会長）                             | <p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。続きまして、申請番号3-2について事務局は説明をお願いします。</p>   |
| 事務局                                | <p><b>【議案第5号 申請番号3-2 朗読後、説明】</b><br/>申請番号3-2について説明します。<br/>申請地 大坪地内<br/>登記地目：田 現況地目：田<br/>面積 496㎡<br/>目的は農用地区域からの除外です。<br/>理由としましては、一般個人住宅を建築するためです。<br/>議案書の19から21ページに位置図、22ページに土地利用計画図を付けています。大坪集落地内の農地です。この農地は、農業公共投資の対象農地となっている第1種農地に該当する農用地区域内の農地です。以上です。</p> |
| 議長（会長）                             | <p>この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>  |

---

|        |  |
|--------|--|
| 明治委員   | 申請番号3-2について報告します。8月3日に申請人と面談しました。合わせて現地確認をしております。本人に聞いた内容は、さつき事務局から報告のあったとおりでございます。現地確認したところ、三方を道路に囲まれてまして一方が屋敷ということでここを転用しても、周囲の農地には影響ないと思いますので農振除外については問題ないと思います。以上です  |
| 議長（会長） | この件につきまして、質問意見はありませんか。佐藤推進委員お願いします。  |
| 佐藤推進委員 | 7番の推進員の佐藤です。このところは住宅のところに水路が1本走っていて、それで残りの田と同じ水取口が付いていたと思うんです。ここに建物ができるとう水取口が付けづらいようにならないのかなとちょっと心配なんですけど。   |
| 議長（会長） | はい。事務局の方から説明をお願いします。   |
| 事務局    | はい。説明させていただきます。そのことにつきましては事前に協議をしているところです。現状では新たな水路を設置して水が来るように田として機能するように形状の方を変更するというを確認しております。今回は農振農用地からの除外でありますので詳細な図面等は出ておりませんが今後、農地転用の申請が出てまいります。どういった形で代替の水路、水取口等ができるかというのを確認させていただいて、議案として農地転用の審議を行っていただくことになろうかと思っております。代替りの水路等ができるということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | 佐藤推進委員さんよろしいでしょうか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 委員一同   | （全員挙手）   |
| 議長（会長） | 賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。<br>続きまして、申請番号4-3について事務局は説明をお願いします。   |
| 事務局    | 【議案第5号 申請番号4-3 朗読後、説明】<br>申請番号4-3について説明します。<br>申請地 見槻中地内<br>登記地目：田 現況地目：田  |

---

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | <p>面積 52 m<sup>2</sup><br/>         目的は農用地区域からの除外です。<br/>         理由としましては、墓地を整備するためです。<br/>         議案書の25から27ページに位置図、28ページに土地利用計画図を付けています。隼郡家集落の南西側に位置する農地です。この農地は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当する農用地区域内の農地です。以上です。</p> |
| 議長（会長） | <p>この件につきましては、9番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>  |
| 大谷委員   | <p>報告いたします。申請人とは、8月1日に直接面会して確認を行い、同日8月1日に現地確認を行いました。申請地は南西方向を山林に接しております。南側、北側も現況は農地でなくなっております。山林に接しておりますので、雑木が覆いかぶさっていますし、日照条件が悪く、近年では獣害が頻繁にありまして農地として不適な状況となっておりますので、申請についてはやむを得ないものと認めます。</p>                |
| 議長（会長） | <p>はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>  |
| 委員一同   | <p>（質疑なし）</p>  |
| 議長（会長） | <p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員一同   | <p>（全員挙手）</p>  |
| 議長（会長） | <p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。<br/>         以上で日程第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。<br/><br/>         続きまして、日程第8その他について事務局よりお願いします。</p>   |
| 事務局    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度の農地利用状況調査の実施について</li> <li>●新任農業委員等研修会の開催について</li> <li>●次回の農業委員会開催日時について</li> </ul> <p>次回の農業委員会は9月14日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。</p>                       |

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第5回農業委員会を終了します。

終了（14時50分）